



# 三重県公報

平成26年6月27日（金）

第 2610 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>規 則</b>			
49	三重県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則	( 総 務 課 )	2
<b>告 示</b>			
439	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	( 道 路 管 理 課 )	4
440	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	( 同 )	6
441	都市計画事業の事業計画の変更認可	( 下 水 道 課 )	6
442	三重県収納代理金融機関の一部を改正する告示	( 出 納 局 )	7
<b>内 水 面 告 示</b>			
3	漁業法の規定に基づくコイの持出し、放流等についての指示	(内水面漁場管理委員会)	7
<b>公 告</b>			
	三重県公営企業の業務状況の公表	( 財 政 課 )	8
	三重県病院事業の業務状況の公表	( 同 )	22
	三重県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の変更	( 担 い 手 育 成 課 )	27
	屋外広告物講習会の実施	( 景 観 ま ち づ くり 課 )	27
	開発行為に関する工事の完了	( 建 築 開 発 課 )	28
	宅地開発事業に関する工事の完了	( 同 )	28
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	一般競争入札を行う旨	( 管 財 課 )	28
	同伴	( 津 高 等 技 術 学 校 )	32





附 記

この要旨は、平成二十六年七月一日から施行する。

告 示

**三重県告示第 439 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。  
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 26 年 6 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 水沢本町采女線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
四日市市水沢東町 3591 番 1 から 四日市市水沢東町 5211 番 6 まで	旧	8.00～10.50	101.00
	新	8.20～12.70	101.00

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 亀山鈴鹿線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
鈴鹿市東旭が丘二丁目 6700 番 427 から 鈴鹿市東旭が丘二丁目 6700 番 3 まで	旧	6.70	86.00
	新	7.40～7.50	86.00

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊勢多気線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
伊勢市上地町字上荒切 4821 番地内	旧	11.00～23.00	76.90
	新	11.10～23.00	76.90

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 打見大台線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
度会郡大紀町神原字川岸 650 番 3 地内	旧	15.13～19.90	28.53
	新	19.90～27.76	28.53

第 5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 檜原大内山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
度会郡大紀町大内山字中ノ垣内 2943 番 2 から 度会郡大紀町大内山字新樋 6845 番 2 まで	旧新	6.30～22.00	145.00
	新	8.00～15.20	150.00

第 6

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 阿児磯部鳥羽線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
鳥羽市国崎町大津坂 421 番 8 地内	旧	5.70~6.40	4.50
	新	6.30~6.40	4.50

## 第 7

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 阿児磯部鳥羽線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
鳥羽市国崎町大津坂 439 番 3 地内	旧	10.10~14.00	10.30
	新	10.10~14.30	10.30

## 第 8

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 阿児磯部鳥羽線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
鳥羽市国崎町御堂後 320 番 3 から 鳥羽市国崎町大津坂 455 番 1 まで	旧	5.40~9.30	25.80
	新	5.40~13.90	25.80

## 第 9

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 阿児磯部鳥羽線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
鳥羽市国崎町大津坂 456 番から 鳥羽市国崎町上り立 165 番 2 まで	旧	4.80~8.80	47.40
	新	7.30~11.70	47.40

## 第 10

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 阿児磯部鳥羽線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
鳥羽市国崎町上り立 170 番地内	旧	3.60~4.40	1.50
	新	3.70~4.40	1.50

## 第 11

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上野大山田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
伊賀市蓮池字蓮池代 3431 番から 伊賀市蓮池字大北 3116 番まで	旧	2.89~19.50	438.10
	新	9.50~34.50	438.10

## 第 12

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鶯殿熊野線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
南牟婁郡御浜町大字志原字向イ山 829 番 8 から 南牟婁郡御浜町大字志原字向イ山 1002 番 1 まで	旧	7.50~12.10	227.00
	新	10.30~25.60	227.00

## 三重県告示第 440 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 26 年 6 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 亀山鈴鹿線	鈴鹿市東旭が丘二丁目 6700 番 427 から 鈴鹿市東旭が丘二丁目 6700 番 3 まで	平成 26 年 6 月 27 日
県道 松阪青山線	津市美杉町竹原字井出添 258 番 1 から 津市美杉町竹原字井出添 249 番 3 まで	平成 26 年 6 月 27 日
県道 伊勢松阪線	松阪市清生町字茶白山 413 番 22 から 松阪市垣鼻町字堀ノ内 809 番 22 まで	平成 26 年 6 月 27 日
県道 阿児磯部鳥羽線	鳥羽市浦村町字向井 1432 番地内	平成 26 年 6 月 27 日
県道 浜島阿児線	志摩市浜島町塩屋字宮シ作 611 番 43 地先から 志摩市浜島町塩屋字宮シ作 611 番 48 地先まで	平成 26 年 6 月 27 日
県道 松阪青山線	伊賀市霧生字冷ヶ窪 2199 番から 伊賀市霧生字冷ヶ窪 2191 番 1 まで	平成 26 年 6 月 27 日

## 三重県告示第 441 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成 26 年 6 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 施行者の名称  
菰野町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
四日市都市計画下水道事業  
流域関連菰野町公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成 6 年 9 月 26 日から平成 32 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分

平成 6 年三重県告示第 434 号、平成 7 年三重県告示第 532 号、平成 9 年三重県告示第 825 号、平成 13 年三重県告示第 73 号、平成 17 年三重県告示第 133 号及び平成 20 年三重県告示第 439 号の事業地より、大字菰野字旭野から字大垣内までの区間内、大字菰野字松尾から字大芻までの区間内、大字吉沢字宮崎から大字潤田字新起までの区間内、大字潤田字駒ヶ池から大字千草字柳原までの区間内、大字下村字川原から字馬淵までの区間内、大字川北字大保田から字新明までの区間内、大字諏訪字東浦から大字池底字原野までの区間内、大字宿野字神明田から字北垣内までの区間内、大字菰野字旭野から大字福村字清水までの区間内、大字宿野字落合から大字福村字得理垣内までの区間内、大字宿野字西ノ久保から大字菰野字旭野までの区間内、大字菰野字波遠見から字桜野までの区間内、大字福村字井口から大字菰野字常盤野までの区間内、大字潤田字駒ヶ池から字大工垣内までの区間内、大字菰野字藩内から字大槌までの区間内、大字菰野字藩内から字柿内までの区間内、大羽根園新林町から青葉町までの区間内並びに大字宿野字番化谷を削除し、大字菰野字波遠見、字辰己野、字旭野、字甕野、字藩内、字常盤野、字松尾、字門内、字杉ノ木、字桜野、字初若、字森屋、字中里、字柿内、字大垣内、字鼓ヶ堂、字大槌、字新林及び字大芻、初若の郷、大羽根園青葉町、柴垣町、並木通り、新林町、大字千草字柳原、字出口、字箭根石及び字草里野、大字宿野字南垣内、字西ノ久保、字北垣内、字神明田、字楠森及び字落合、大字福村字清水、字庄部、字得理垣内、字樋口及び字井口、大字大強原字浜井場、字穴畑、字尺殿及び字西北沢、大字下村字馬淵、字北浦、字川原、字山ノ東及び字大越、大字



- (イ) コイヘルペスウイルスが確認された水域由来のコイと水を介しての接点がないこと。  
 (ウ) PCR（ポリメラーゼ連鎖反応）検査で陰性が確認されたコイ群であること。  
 イ 生死を問わず、公共水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

## 2 指示の期間

平成26年7月9日から平成27年7月8日まで

公 告
-----

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により、平成25年10月1日から平成26年3月31日までの三重県公営企業の業務の状況を次のとおり公表します。

平成26年6月27日

三重県知事 鈴木 英 敬

## 水道事業

## 1 事業の概況

北中勢水道用水供給事業（北勢系・木曾川水系）は、四日市市、桑名市、鈴鹿市、桑名郡木曾岬町、三重郡朝日町及び同郡川越町に対し、1日最大給水量8万300立方メートルを給水しています。

北中勢水道用水供給事業（北勢系・三重水系）は、四日市市、鈴鹿市及び三重郡菰野町に対し、1日最大給水量5万1,000立方メートルを給水しています。

また、北中勢水道用水供給事業（北勢系・長良川水系）は、四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、桑名郡木曾岬町、三重郡菰野町、同郡朝日町及び同郡川越町に対し、1日最大給水量1万8,000立方メートルを給水しています。

北中勢水道用水供給事業（中勢系・雲出川水系）は、津市及び松阪市に対し、1日最大給水量8万1,416立方メートルを給水しています。

また、北中勢水道用水供給事業（中勢系・長良川水系）は、津市及び松阪市に対し、1日最大給水量5万8,800立方メートルを給水しています。

南勢志摩水道用水供給事業は、伊勢市、松阪市、鳥羽市、志摩市、多気郡多気町、同郡明和町、度会郡玉城町及び同郡度会町に対し、1日最大給水量13万8,150立方メートルを給水しています。

なお、下半期の給水量は、3,710万9,645立方メートル（年間累計7,645万5,341立方メートル）です。

## 2 経理の状況

今期末の経理の状況は、三重県水道事業損益計算書（別表1）及び三重県水道事業貸借対照表（別表2）のとおりです。

## 3 予算の概要及び事業の経営方針

## (1) 平成26年度予算の概要

## ア 業務の予定量

給水区域 津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、鳥羽市、志摩市、桑名郡、三重郡、多気郡多気町、同郡明和町、度会郡玉城町及び同郡度会町

年間総給水量 75,256,795 立方メートル

1日平均給水量 206,183 立方メートル

## 主要な建設改良事業

業務設備改良工事	事業費	219,964 千円
北勢水道改良事業	事業費	1,156,821 千円
中勢水道改良事業	事業費	463,080 千円
南勢水道改良事業	事業費	272,662 千円
南勢水道拡張事業	事業費	519,378 千円

## イ 収益的収入及び支出の予定額

## 収 入

第1款 水道事業収益		11,710,220 千円
第1項 営業収益		10,131,822 千円

第2項	営業外収益	1,010,739千円
第3項	特別利益	567,659千円
	支出	
第1款	水道事業費用	9,524,074千円
第1項	営業費用	8,291,039千円
第2項	営業外費用	1,172,989千円
第3項	特別損失	58,046千円
第4項	予備費	2,000千円
ウ	資本的収入及び支出の予定額	
	収入	
第1款	資本的収入	1,935,583千円
第1項	企業債	210,400千円
第2項	出資金	1,183,125千円
第3項	負担金	522,963千円
第4項	雑収入	19,095千円
	支出	
第1款	資本的支出	6,665,930千円
第1項	建設改良費	2,704,386千円
第2項	償還金	3,961,544千円

## (2) 平成26年度事業の経営方針

## 1 日最大給水量

北中勢水道用水供給事業（北勢系・木曾川水系）	80,300立方メートル
北中勢水道用水供給事業（北勢系・三重水系）	51,000立方メートル
北中勢水道用水供給事業（北勢系・長良川水系）	18,000立方メートル
北中勢水道用水供給事業（中勢系・雲出川水系）	81,416立方メートル
北中勢水道用水供給事業（中勢系・長良川水系）	58,800立方メートル
南勢志摩水道用水供給事業	138,150立方メートル

別表 1

三重県水道事業損益計算書

平成 25 年 10 月 1 日から

平成 26 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

費用		収益	
科目	金額	科目	金額
営業費用	3,949,355,995	営業収益	4,643,493,272
原水及び浄水費	1,486,236,634	給水収益	4,642,103,063
配水費	264,379,629	その他営業収益	1,390,209
業務費	174,238,236		
総係費	211,938,378		
減価償却費	1,740,410,915		
資産減耗費	72,152,203		
営業外費用	493,030,474	営業外収益	149,009,713
支払利息及び 企業債取扱諸費	422,050,028	受取利息	8,750,958
受託工事費	70,427,191	他会計補助金	50,756,000
雑支出	553,255	補助金	18,489,000
		受託工事収益	70,427,191
		雑収益	586,564
当年度純利益	350,116,516		
合計	4,792,502,985	合計	4,792,502,985

三重県水道事業損益計算書

平成 25 年 4 月 1 日から

平成 26 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	7,282,463,801	営 業 収 益	9,450,282,834
原 水 及 び 浄 水 費	2,453,404,713	給 水 収 益	9,446,800,299
配 水 費	490,874,304	そ の 他 営 業 収 益	3,482,535
業 務 費	353,309,755		
総 係 費	427,226,225		
減 価 償 却 費	3,477,165,915		
資 産 減 耗 費	80,482,889		
営 業 外 費 用	971,728,568	営 業 外 収 益	232,617,882
支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	872,179,122	受 取 利 息	18,254,791
受 託 工 事 費	98,996,191	他 会 計 補 助 金	93,033,000
雑 支 出	553,255	補 助 金	18,489,000
		受 託 工 事 収 益	98,996,191
		雑 収 益	3,844,900
当 年 度 純 利 益	1,428,708,347		
合 計	9,682,900,716	合 計	9,682,900,716

別表 2

三重県水道事業貸借対照表

平成 26 年 3 月 31 日

(単位：円)

資 産		負 債 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	149,567,396,970	固 定 負 債	6,345,539,846
有 形 固 定 資 産	96,443,845,807	引 当 金	6,108,051,496
無 形 固 定 資 産	53,123,551,163	そ の 他 固 定 負 債	237,488,350
流 動 資 産	16,492,183,898	流 動 負 債	1,048,863,735
現 金 預 金	15,452,335,311	未 払 金	1,017,546,376
未 収 金	897,166,843	そ の 他 流 動 負 債	31,317,359
貯 蔵 品	121,266,814	負 債 合 計	7,394,403,581
前 払 金	416,915	資 本 金	112,698,821,595
そ の 他 流 動 資 産	20,998,015	自 己 資 本 金	80,158,913,000
		借 入 資 本 金	32,539,908,595
		剰 余 金	45,966,355,692
		資 本 剰 余 金	44,564,779,259
		利 益 剰 余 金	1,401,576,433
		(うち当年度純利益)	(1,428,708,347)
		資 本 合 計	158,665,177,287
資 産 合 計	166,059,580,868	負 債 資 本 合 計	166,059,580,868

(注) 有形固定資産の減価償却累計額

47,341,848,544 円

## 工業用水道事業

## 1 事業の概況

北伊勢工業用水道事業は、1日給水量72万4,860立方メートルの工業用水を北中勢地区の工場へ、多度工業用水道事業は、1日給水量1万立方メートルを桑名市内の工場へそれぞれ供給しています。

また、松阪工業用水道事業は、1日給水量3万8,500立方メートルを松阪臨海工業地帯へ、中伊勢工業用水道事業は、1日給水量1万7,810立方メートルを津市内の工場へそれぞれ供給しています。

鈴鹿工業用水道事業は、鈴鹿市内陸部等における将来の水需要に対処するため、1日給水量4,800立方メートルの工業用水を確保しています。

なお、下半期の給水量は、1億353万5,292立方メートル（年間累計2億1,183万8,929立方メートル）です。

## 2 経理の状況

今期末の経理の状況は、三重県工業用水道事業損益計算書（別表1）及び三重県工業用水道事業貸借対照表（別表2）のとおりです。

## 3 予算の概要及び事業の経営方針

## (1) 平成26年度予算の概要

## ア 業務の予定量

給水会社数 94社

年間総給水量 211,277,772立方メートル

1日平均給水量 578,843立方メートル

## 主要な建設改良事業

業務設備改良工事 事業費 482,146千円

北伊勢工業用水道改良事業 事業費 3,039,623千円

## イ 収益的収入及び支出の予定額

## 収 入

第1款 工業用水道事業収益 6,468,772千円

第1項 営 業 収 益 6,005,408千円

第2項 営 業 外 収 益 463,364千円

## 支 出

第1款 工業用水道事業費用 6,207,407千円

第1項 営 業 費 用 5,722,820千円

第2項 営 業 外 費 用 405,419千円

第3項 特 別 損 失 77,168千円

第4項 予 備 費 2,000千円

## ウ 資本的収入及び支出の予定額

## 収 入

第1款 資 本 的 収 入 1,973,688千円

第1項 企 業 債 680,200千円

第2項 補 助 金 104,700千円

第3項 出 資 金 1,171,940千円

第4項 雑 収 入 16,848千円

## 支 出

第1款 資 本 的 支 出 6,421,462千円

第1項 建 設 改 良 費 3,726,809千円

第2項 償 還 金 2,694,653千円

## (2) 平成26年度事業の経営方針

## 1日給水量

北伊勢工業用水道事業 725,660立方メートル

松阪工業用水道事業 38,500立方メートル

中伊勢工業用水道事業 17,810立方メートル

多度工業用水道事業 10,000立方メートル

別表 1

三重県工業用水道事業損益計算書

平成 25 年 10 月 1 日から

平成 26 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	2,330,922,598	営 業 収 益	2,781,449,383
原 水 及 び 浄 水 費	802,904,203	給 水 収 益	2,560,238,609
配 水 費	86,758,475	そ の 他 営 業 収 益	221,210,774
業 務 費	153,337,920		
総 係 費	175,154,336		
減 価 償 却 費	1,028,304,717		
資 産 減 耗 費	84,462,947		
営 業 外 費 用	192,447,757	営 業 外 収 益	13,529,456
支 払 利 息 及 び	190,907,188	受 取 利 息	7,155,341
企 業 債 取 扱 諸 費		他 会 計 補 助 金	3,810,000
受 託 工 事 費	933,920	受 託 工 事 収 益	933,920
雑 支 出	606,649	雑 収 益	1,630,195
当 期 純 利 益	271,608,484		
合 計	2,794,978,839	合 計	2,794,978,839

三重県工業用水道事業損益計算書

平成25年4月1日から

平成26年3月31日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	4,530,244,807	営 業 収 益	5,601,620,492
原 水 及 び 浄 水 費	1,489,032,370	給 水 収 益	5,154,758,421
配 水 費	196,052,148	そ の 他 営 業 収 益	446,862,071
業 務 費	311,621,600		
総 係 費	352,789,225		
減 価 償 却 費	2,087,120,717		
資 産 減 耗 費	93,628,747		
営 業 外 費 用	392,780,256	営 業 外 収 益	24,642,023
支 払 利 息 及 び		受 取 利 息	15,281,369
企 業 債 取 扱 諸 費	391,239,687	他 会 計 補 助 金	3,810,000
受 託 工 事 費	933,920	受 託 工 事 収 益	933,920
雑 支 出	606,649	雑 収 益	4,616,734
当 年 度 純 利 益	703,237,452		
合 計	5,626,262,515	合 計	5,626,262,515

別表 2

三重県工業用水道事業貸借対照表

平成 26 年 3 月 31 日

(単位：円)

資 産		負 債 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	121,730,380,034	固 定 負 債	6,639,789,936
有 形 固 定 資 産	108,506,810,486	引 当 金	5,872,196,973
無 形 固 定 資 産	13,223,569,548	そ の 他 固 定 負 債	767,592,963
流 動 資 産	13,086,448,462	流 動 負 債	825,221,893
現 金 預 金	12,229,698,964	未 払 金	785,434,110
未 収 金	739,844,748	そ の 他 流 動 負 債	39,787,783
貯 蔵 品	78,416,891	負 債 合 計	7,465,011,829
前 払 金	349	資 本 金	85,040,941,945
そ の 他 流 動 資 産	38,487,510	自 己 資 本 金	67,571,547,108
		借 入 資 本 金	17,469,394,837
		剰 余 金	42,310,874,722
		資 本 剰 余 金	41,607,637,270
		利 益 剰 余 金	703,237,452
		(うち当年度純利益)	(703,237,452)
		資 本 合 計	127,351,816,667
資 産 合 計	134,816,828,496	負 債 資 本 合 計	134,816,828,496

(注) 有形固定資産の減価償却累計額

40,650,328,740 円

## 電気事業

## 1 事業の概況

長、宮川第一、宮川第二、宮川第三、三瀬谷、大和谷、蓮及び青田の8水力発電所（最大出力9万4,200kW）について運転を行いました。

この結果、平成25年度下半期の供給電力量は、目標電力量8,479万4,000kWh（年間累計2億4,647万2,000kWh）に対し、1億166万4,768kWh（年間累計1億8,552万1,709kWh）の実績となりました。

また、三重ごみ固形燃料発電所（最大出力1万2,050kW）については、RDFを14市町から受け入れ、安定した運転を行いました。

この結果、平成25年度下半期は、RDF2万3,796トン（年間累計4万8,808トン）を受け入れ、3,245万2,900kWh（年間累計6,772万5,200kWh）の発電を行いました。

なお、宮川第一、宮川第二及び蓮発電所については、平成26年4月1日に中部電力株式会社へ譲渡しました。

## 2 経理の状況

今期末の経理の状況は、三重県電気事業損益計算書（別表1）及び三重県電気事業貸借対照表（別表2）のとおりです。

## 3 予算の概要及び事業の経営方針

## (1) 平成26年度予算の概要

## ア 業務の予定量

年間販売電力量 117,469,079kWh

## 主要な建設改良事業

宮川第三発電所改良事業	事業費	142,083千円
業務設備及び改良事業	事業費	3,181千円

## イ 収益的収入及び支出の予定額

## 収 入

第1款 電気事業収益	3,087,909千円
第1項 営業収益	1,674,608千円
第2項 附帯事業収益	1,022,997千円
第3項 営業外収益	390,304千円

## 支 出

第1款 電気事業費用	4,420,276千円
第1項 営業費用	2,052,577千円
第2項 附帯事業費用	1,118,973千円
第3項 営業外費用	327,722千円
第4項 特別損失	919,004千円
第5項 予備費	2,000千円

## ウ 資本的収入及び支出の予定額

## 収 入

第1款 資本的収入	2,803,776千円
第1項 固定資産売却代金	2,803,776千円

## 支 出

第1款 資本的支出	1,176,106千円
第1項 建設改良費	145,264千円
第2項 償還金	1,030,842千円

## (2) 平成26年度事業の経営方針

ア 供給先 中部電力株式会社、電気事業法第2条第1項第10号の電気事業者で電気の供給に関する契約の相手方となったもの及び三重ごみ固形燃料発電所の存する敷地と同一の敷地内に存する施設の管理者

## イ 最大出力

水力発電所	35,200kW
長 発 電 所	2,600kW

宮川第三発電所	12,000kW
三瀬谷発電所	11,400kW
大和谷発電所	6,400kW
青田発電所	2,800kW
三重ごみ固形燃料発電所	12,050kW

別表 1

三重県電気事業損益計算書

平成 25 年 10 月 1 日から

平成 26 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	1,364,776,257	営 業 収 益	1,269,725,037
宮川第一水力発電費	124,078,522	電 力 料	1,269,432,279
宮川第二水力発電費	206,882,435	そ の 他 営 業 収 益	292,758
宮川第三水力発電費	37,535,990		
長 水 力 発 電 費	27,295,661		
三瀬谷水力発電費	399,847,391		
大杉貯水池費	151,084,063		
大和谷水力発電費	107,284,474		
蓮 水 力 発 電 費	39,727,854		
青田水力発電費	62,769,160		
一 般 管 理 費	208,270,707		
附 帯 事 業 費 用	670,597,645	附 帯 事 業 収 益	640,901,439
R D F 発 電 費	670,597,645	電 力 料	458,255,949
		そ の 他 附 帯 事 業 収 益	182,645,490
営 業 外 費 用	45,617,448	営 業 外 収 益	6,305,064
支 払 利 息 及 び	43,640,804	受 取 利 息	2,347,684
企 業 債 取 扱 諸 費		他 会 計 補 助 金	3,735,000
雑 支 出	1,976,644	雑 収 益	222,380
		当 期 純 損 失	164,059,810
合 計	2,080,991,350	合 計	2,080,991,350

三重県電気事業損益計算書

平成25年4月1日から

平成26年3月31日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	2,407,509,220	営 業 収 益	2,587,890,261
宮川第一水力発電費	193,292,592	電 力 料	2,587,040,816
宮川第二水力発電費	311,789,192	そ の 他 営 業 収 益	849,445
宮川第三水力発電費	93,758,193		
長 水 力 発 電 費	71,692,577		
三瀬谷水力発電費	678,251,766		
大杉貯水池費	335,849,661		
大和谷水力発電費	157,628,662		
蓮 水 力 発 電 費	74,433,056		
青田水力発電費	157,353,069		
一 般 管 理 費	333,460,452		
附 帯 事 業 費 用	1,212,381,929	附 帯 事 業 収 益	1,355,181,851
R D F 発 電 費	1,212,381,929	電 力 料	958,347,525
		そ の 他 附 帯 事 業 収 益	396,834,326
営 業 外 費 用	100,185,214	営 業 外 収 益	10,069,081
支 払 利 息 及 び	98,208,570	受 取 利 息	4,249,848
企 業 債 取 扱 諸 費		他 会 計 補 助 金	3,735,000
雑 支 出	1,976,644	雑 収 益	2,084,233
当 年 度 純 利 益	233,064,830		
合 計	3,953,141,193	合 計	3,953,141,193

別表 2

三重県電気事業貸借対照表

平成 26 年 3 月 31 日

(単位：円)

資 産		負 債 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	12,932,809,122	固 定 負 債	296,056,530
宮川第一水力発電設備	631,260,069	企 業 債	49,506,148
宮川第二水力発電設備	753,058,836	引 当 金	246,550,382
宮川第三水力発電設備	545,790,060	流 動 負 債	683,910,123
長 水 力 発 電 設 備	1,029,124,201	未 払 金	61,641,600
三瀬谷水力発電設備	1,317,493,450	未 払 費 用	619,590,472
大 杉 貯 水 池	759,036,635	そ の 他 流 動 負 債	2,678,051
大和谷水力発電設備	2,411,972,332	負 債 合 計	979,966,653
蓮 水 力 発 電 設 備	1,041,946,063	資 本 金	14,716,428,811
青田水力発電設備	2,631,564,067	自 己 資 本 金	12,963,625,000
業 務 設 備	126,130,664	借 入 資 本 金	1,752,803,811
附 帯 事 業 固 定 資 産	1,317,502,118	剰 余 金	691,280,387
そ の 他 固 定 資 産	367,930,627	資 本 剰 余 金	2,931,991,810
流 動 資 産	3,454,866,729	欠 損 金	2,240,711,423
現 金 預 金	3,087,114,740	(うち当年度純利益)	(233,064,830)
未 収 金	365,473,369		
前 払 金	171,970		
そ の 他 流 動 資 産	2,106,650		
		資 本 合 計	15,407,709,198
資 産 合 計	16,387,675,851	負 債 資 本 合 計	16,387,675,851

(注) 有形固定資産の減価償却累計額

20,567,129,601 円

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定により、平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの三重県病院事業の業務の状況を次のとおり公表します。

平成 26 年 6 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 業務の概況

三重県病院事業は、こころの医療センター、一志病院及び指定管理者制度を導入している志摩病院の 3 病院を運営し、県民の健康保持及び医療水準の向上に努めています。

平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの実績は、次のとおりです。

	下半期実績	年間累計
(1) 患者数		
入院	95,164 人	196,115 人
外来	75,110 人	157,453 人
(2) 建設改良事業		
病院増改築事業	213,947 千円	225,830 千円
資産購入	148,442 千円	158,575 千円

病院増改築事業については、外来棟増改築工事（こころの医療センター）、汚水処理施設改修工事（一志病院）、ボイラー更新工事（志摩病院）等を行いました。また、資産購入については、全自動同定感受性検査装置（こころの医療センター）等の購入を行い、診療機能の充実を図りました。

2 経理の状況

経理の状況は、損益計算書（別表 1 及び別表 2）及び貸借対照表（別表 3）のとおりです。

3 平成 26 年度予算の概況

(1) 収益的収入及び支出の予定額

収入	
第 1 款 病院事業収益	5,691,753 千円
第 1 項 医療収益	2,925,772 千円
第 2 項 医療外収益	2,765,981 千円
支出	
第 1 款 病院事業費用	6,929,803 千円
第 1 項 医療費用	5,304,094 千円
第 2 項 医療外費用	228,575 千円
第 3 項 特別損失	1,397,134 千円

(2) 資本的収入及び支出の予定額

収入	
第 1 款 資本的収入	1,508,356 千円
第 1 項 企業債	384,900 千円
第 2 項 県費負担金	755,456 千円
第 3 項 固定資産売却代金	18,000 千円
第 4 項 短期貸付金返還金	350,000 千円
支出	
第 1 款 資本的支出	1,873,876 千円
第 1 項 建設改良費	393,733 千円
第 2 項 企業債償還金	1,116,943 千円
第 3 項 長期貸付金	13,200 千円
第 4 項 短期貸付金	350,000 千円

4 平成 26 年度事業の経営方針

三重県病院事業は、県民の健康保持に必要な医療を提供するため設置されたものであることから、常に公共性を確保し、医療福祉の増進に努めるとともに、地方公営企業として経済性を発揮した病院運営を図ります。

また、時代の変化に対応した医療施設の整備及び充実に努め、地域の基幹的かつ中核的の病院として、県民から信頼される病院づくりに努めます。

なお、平成 26 年度の事業規模及び内容については、次のとおりです。

(1) 年間患者予定数	
入        院	208,062 人
外        来	165,082 人
(2) 建設改良事業	
病院増改築事業	129,515 千円
資 産 購 入	264,218 千円

別表 1

三重県病院事業損益計算書

平成 25 年 10 月 1 日から

平成 26 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
医 業 費 用	2,624,916,135	医 業 収 益	1,330,611,706
給 与 費	1,303,431,377	入 院 収 益	1,025,594,316
材 料 費	121,636,342	外 来 収 益	246,218,163
経 費	871,651,269	そ の 他 医 業 収 益	58,799,227
減 価 償 却 費	317,668,874		
資 産 減 耗 費	2,396,111		
研 究 研 修 費	8,132,162		
医 業 外 費 用	123,256,228	医 業 外 収 益	1,351,829,040
支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	84,360,692	受 取 利 息 配 当 金	894,157
繰 延 勘 定 償 却	20,563,366	他 会 計 補 助 金	85,367,000
患 者 外 給 食 材 料 費	570,147	補 助 金	1,755,000
雑 損 失	17,762,023	負 担 金 ・ 交 付 金	1,113,480,000
		そ の 他 医 業 外 収 益	150,332,883
特 別 損 失	58,837,000		
そ の 他 特 別 損 失	58,837,000		
		下 半 期 収 益 合 計	2,682,440,746
		下 半 期 純 損 失	124,568,617
合 計	2,807,009,363	合 計	2,807,009,363

別表 2

三重県病院事業損益計算書

平成 25 年 4 月 1 日から

平成 26 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
医 業 費 用	5,271,821,751	医 業 収 益	2,740,749,678
給 与 費	2,592,211,393	入 院 収 益	2,129,747,727
材 料 費	270,823,777	外 来 収 益	516,751,380
経 費	1,752,606,598	そ の 他 医 業 収 益	94,250,571
減 価 償 却 費	638,115,874		
資 産 減 耗 費	6,414,111		
研 究 研 修 費	11,649,998		
医 業 外 費 用	268,324,388	医 業 外 収 益	2,698,270,371
支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	168,693,692	受 取 利 息 配 当 金	1,847,157
繰 延 勘 定 償 却	41,245,366	他 会 計 補 助 金	173,232,000
患 者 外 給 食 材 料 費	988,249	補 助 金	5,377,000
雑 損 失	57,397,081	負 担 金 ・ 交 付 金	2,229,999,000
		そ の 他 医 業 外 収 益	287,815,214
特 別 損 失	117,675,000		
そ の 他 特 別 損 失	117,675,000		
		当 年 度 収 益 合 計	5,439,020,049
		当 年 度 純 損 失	218,801,090
合 計	5,657,821,139	合 計	5,657,821,139

別表 3

## 三重県病院事業貸借対照表

平成 26 年 3 月 31 日現在

(単位：円)

資 産	金 額	負 債 及 び 資 本	金 額
固 定 資 産	11,166,143,364	固 定 負 債	5,966,131,532
有 形 固 定 資 産	11,118,909,785	企 業 債	815,700,000
土 地	490,665,273	他 会 計 借 入 金	4,674,174,000
建 物	8,943,340,957	引 当 金	476,257,532
構 築 物	559,843,880	流 動 負 債	538,644,574
器 械 備 品	1,119,657,020	未 払 金	523,974,523
車 両	5,402,655	未 払 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	4,226,200
無 形 固 定 資 産	2,533,579	前 受 金	25,810
電 話 加 入 権	2,298,889	そ の 他 流 動 負 債	10,418,041
そ の 他 無 形 固 定 資 産	234,690		
投 資 等	44,700,000	負 債 合 計	6,504,776,106
長 期 貸 付 金	44,700,000	資 本 金	10,586,011,046
流 動 資 産	1,748,604,726	自 己 資 本 金	311,409,778
現 金 預 金	1,244,410,770	借 入 資 本 金	10,274,601,268
未 収 金	478,652,315	企 業 債	9,193,182,990
貯 蔵 品	11,416,198	他 会 計 借 入 金	1,081,418,278
前 払 金	11,125,443	剰 余 金	△3,851,599,078
そ の 他 流 動 資 産	3,000,000	資 本 剰 余 金	5,614,677,489
繰 延 勘 定	324,439,984	受 贈 財 産 評 価 額	103,336,388
控 除 対 象 外 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 額	324,439,984	補 助 金	869,168,407
		負 担 金	4,632,122,694
		そ の 他 資 本 剰 余 金	10,050,000
		欠 損 金	9,466,276,567
		前 年 度 未 処 理 欠 損 金	9,247,475,477
		当 年 度 純 損 失	218,801,090
		資 本 合 計	6,734,411,968
資 産 合 計	13,239,188,074	負 債 及 び 資 本 合 計	13,239,188,074

(注) 有形固定資産の減価償却累計額 12,997,596,151 円

(注) 退職給与引当金を 128,770,665 円取り崩しました。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第5条第5項の規定により、三重県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を次のとおり、平成26年6月19日に変更しました。

平成26年6月27日

三重県知事 鈴木 英 敬

「次」は省略し、三重県農林水産部担い手育成課及び各農林水産（農政・農林）事務所に備え置いて閲覧に供します。

三重県屋外広告物条例（昭和41年三重県条例第45号）第25条第1項の規定により、屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関し、必要な知識を修得することを目的とし、屋外広告物講習会を次のとおり実施します。

平成26年6月27日

三重県知事 鈴木 英 敬

#### 1 実施期日、時間及び実施場所

##### (1) 実施期日及び時間

平成26年9月5日（金）9時20分から16時30分まで ※ 9時受付開始

##### (2) 実施場所

津市広明町13番地

三重県庁講堂棟3階 第131会議室及び第132会議室

#### 2 講習科目

##### (1) 屋外広告物に関する法令

##### (2) 屋外広告物の表示の方法に関する事項

##### (3) 屋外広告物の施工に関する事項

#### 3 受講申込書の受付期間、受付場所及び配布場所

##### (1) 受付期間

平成26年7月9日（水）から同年8月6日（水）まで

8時30分から17時15分まで（ただし、土曜、日曜及び祝日を除きます。）

郵送の場合は、平成26年8月6日（水）までの消印のあるものを有効とします。

定員になり次第、締め切らせていただきます。

##### (2) 受付場所

三重県の各建設事務所総務・管理室管理課又は総務・管理・建築室管理課（津建設事務所は除きます。）及び三重県県土整備部景観まちづくり課

##### (3) 配布場所

三重県の各建設事務所総務・管理室管理課又は総務・管理・建築室管理課（津建設事務所は除きます。）及び三重県県土整備部景観まちづくり課

また、三重県県土整備部景観まちづくり課のホームページからダウンロードすることができます。

ホームページアドレス（<http://www.pref.mie.lg.jp/keimachi/hp/>）

#### 4 提出書類

##### (1) 屋外広告物講習会受講申込書（第15号様式）

（受講申込書には、三重県収入証紙による講習手数料及び写真（縦4cm×横3cm、無帽、正面、上三分身及び無背景で申込前6月以内に撮影したもの。カラー・白黒は問いません。）を貼付してください。）

##### (2) 講習科目の一部免除を受けようとする者は、資格を証する書類

#### 5 講習手数料 2,000円（三重県収入証紙にて納付してください。）

※ 納付された手数料は返還しません。

#### 6 受講定員 40人

#### 7 テキスト「屋外広告の知識（第4次改訂版）」全3巻（持参）

※ 第3次改訂版からテキストが大きく変更されているため、第4次改訂版を御用意ください。

※ テキスト購入希望者は、直接株式会社ぎょうせいへお申し込みください。

#### 8 講習科目の一部免除

次のいずれかに該当する方は、「屋外広告物の施工に関する事項」の講習科目の受講を免除します。受講申込書に、下記の資格を証する書類を添付してください。

- (1) 建築士の資格を有する者 免許証の写し又は建築士登録証明書
  - (2) 電気工事士の資格を有する者 電気工事士免状の写し
  - (3) 第1種、第2種又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者 電気主任技術者免状の写し
  - (4) 帆布製品製造取付けに係る職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者 免許証、合格証又は修了証書の写し
- 9 問い合わせ先  
三重県県土整備部景観まちづくり課（電話 059-224-2748）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成26年6月27日

三重県知事 鈴木英敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成26年 6月3日	松阪市垣鼻町字常盤1307-1ほか15筆ほか及び字荒神前1296-5ほか1筆	松阪市中央町551-8 株式会社三重総合コンサルタント 代表取締役 大石 旭
平成26年 6月3日	松阪市郷津町字子売松318ほか	松阪市春日町三丁目176-34 株式会社リアルジャパン 代表取締役 高橋 栄
平成26年 6月4日	伊賀市猪田5570ほか4筆	伊賀市猪田5450 農事組合法人大東営農組合 代表理事 廣岡 俊昭
平成26年 6月9日	名張市鴻之台1番町27-1ほか2筆の各一部及び27-2	名張市蔵持町芝出747 谷口 恵美子

三重県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和47年三重県条例第41号）第6条の規定により確認しました宅地開発事業に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成26年6月27日

三重県知事 鈴木英敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	確認を受けた者の住所及び氏名
平成26年 6月11日	三重郡菰野町大字永井字岡63-1ほか5筆	四日市市東日野町42-1 有限会社日之出不動産 代表取締役 磯崎 日出國

### 特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

平成26年6月27日

三重県知事 鈴木英敬

#### 1 入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量  
三重県庁舎で使用する電気（予定使用量）3,133,000kWh
- (2) 購入物品の特質等  
購入物品の性能等に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 使用期間  
平成26年10月1日（水）0時から平成27年9月30日（水）24時まで
- (4) 需要場所  
三重県津市広明町13番地 三重県庁舎
- (5) 業種及び用途

官公署（事務所）

- (6) 供給計画等  
調達説明書（仕様書）に示すとおりです。
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
  - (1) 競争入札参加資格  
当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
  - (2) 落札資格
    - ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
    - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」といいます。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は落札停止要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
    - ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
    - エ 平成 26 年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第 6 条に定める落札資格を保有する事業者であること。
    - オ 特定規模電気事業者にあつては供給実績があること。
- 3 入札に関する事項
  - (1) 本入札は、三重県物件等電子調達システム（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
  - (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により本入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。  
なお、本入札は特定調達（WTO）案件であるため、書面により本入札に参加する場合の利用登録申込については、電子証明書（ICカード）は不要とします。調達システム利用登録等の手続については、三重県のホームページ「三重県物件等電子調達システムー申込申請様式等」に掲載しています。  
(<http://www.pref.mie.jp/dlsuito/eps/>)
  - (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより本入札に参加した場合は、書面による本入札への途中変更はできません。
  - (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
  - (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。
- 4 入札者及び落札候補者に求められる義務  
本入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書を平成 26 年 7 月 22 日（火）15 時までに、調達システムにより本入札に参加する場合にあつては調達システムに登録し、書面により本入札に参加する場合にあつては 5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあつては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を提出してください。落札候補者に求める書類の提出期限は、平成 26 年 8 月 7 日（木）15 時までとします。ただし、再入札を行う場合は、別途提出期限を定めます。  
なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
  - (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 3 条第 1 項に定める申請書
  - (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し
  - (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し
  - (4) 一般電気事業者及び特定規模電気事業者が平成 26 年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第 6 条に定める落札資格保有者であることを証明する書類  
なお、新たに平成 26 年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第 6 条に定める落札資格を得ようとする者は、同方針第 5 条に基づく「三重県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を下記の部局まで提出し、落札候補者に求める書類提出の締切日時までに判定を得ること。  
【提出部局】  
三重県環境生活部地球温暖化対策課地球温暖化対策班  
電話 059-224-2368 ファクシミリ 059-229-1016
- (5) 特定規模電気事業者にあつては供給実績があることを証明する書類
- 5 入札手続等に関する事項
  - (1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県総務部管財課財産管理班 担当 姫子松

電話 059-224-2135 ファクシミリ 059-224-2111 電子メール kanzai@pref.mie.jp

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から平成 26 年 8 月 5 日（火）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

平成 26 年 7 月 25 日（金）までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成 26 年 8 月 5 日（火）14 時まで

イ 書面により本入札に参加する場合は、一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 平成 26 年 8 月 5 日（火）14 時

なお、三重県庁内郵便局へは平成 26 年 7 月 29 日（火）から同年 8 月 5 日（火）14 時までの間に到着するように投函してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県総務部管財課財産管理班

案件名 三重県庁舎で使用する電気 入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 平成 26 年 8 月 5 日（火）14 時 30 分

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県総務部管財課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、消費税及び地方消費税を含めた金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を記載するものとします。

よって、調達システムで通知される落札金額（税抜き）欄については、表示上は税抜きであっても、既に消費税及び地方消費税分が加算された額となりますので、御留意願います。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときは除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書の提出を求められます。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格及び落札資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし落札停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :

Electricity (approx. 3,133,000kWh) to be used in the main buildings of the Mie Prefectural Government Office

(2) Supply period:

From 0:00 A.M. on Wednesday, October, 1, 2014 to 12:00 P.M. on Wednesday, September, 30, 2015

(3) Supply place:

Main buildings of the Mie Prefectural Government office

(4) Bid Submission Deadline

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Tuesday, August, 5, 2014.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Tuesday, July, 29, 2014 and 2:00 P.M. on Tuesday, August, 5, 2014.

(5) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:30 P.M. on Tuesday, August, 5, 2014.

(6) Managing Authority :

Property Management Division, General Affairs Department, Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2135

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

平成26年6月27日

三重県知事 鈴木英敬

## 1 入札に付する事項

## (1) 購入物品及び数量

CNCタレットパンチプレス 1台

## (2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

## (3) 納入期限

平成27年2月27日（金）

## (4) 納入場所

三重県立津高等技術学校 メタルクラフト科実習場1階

三重県津市高茶屋小森町1176-2

## 2 入札参加者及び落札者に必要な資格

## (1) 競争入札参加資格

当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

## (2) 落札資格

ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

## 3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県物件等電子調達システム（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

## 4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書等を平成26年7月28日（月）12時まで、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請書

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し

## 5 入札手続等に関する事項

## (1) 担当部局

〒514-0817 三重県津市高茶屋小森町1176-2

三重県立津高等技術学校 担当 長嶋

電話 059-234-2839 ファクシミリ 059-224-3668

## (2) 契約条項を示す場所

- (1) に同じです。
- (3) 調達システム担当部局  
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
- (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法  
本公告日から平成 26 年 8 月 8 日（金）まで調達システムにより提供します。
- (5) 入札参加資格確認結果の通知  
平成 26 年 7 月 29 日（火）17 時まで通知します。
- (6) 入札書提出の日時及び場所  
ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。  
入札参加資格確認結果の通知の日から平成 26 年 8 月 8 日（金）14 時 30 分まで  
イ 書面による入札の場合は、一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、津城山郵便局留めで郵送してください。  
提出締切日時 平成 26 年 8 月 8 日（金）14 時 30 分  
なお、津城山郵便局へは平成 26 年 8 月 1 日（金）から同月 8 日（金）14 時 30 分までの間に到着するように投函してください。  
送付先  
〒514-0818 三重県津市城山 3-11-14  
宛 先 津城山郵便局留め  
受取人 三重県立津高等技術学校  
案件名 CNCタレットパンチプレスの購入 入札書在中
- (7) 開札の日時及び場所  
日時 平成 26 年 8 月 8 日（金）15 時  
場所 三重県津市高茶屋小森町 1176-2  
三重県立津高等技術学校
- (8) 入札方法等に関する事項  
ア 入札書の記載  
入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。  
イ 入札保証金  
入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。  
ウ 契約保証金  
契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。  
また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときに除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。  
エ 落札者の決定方法  
落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。  
オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

#### 6 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

- (2) 契約書作成の要否

要

- (3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

- (4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

#### 7 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract : CNC Turret punch press

- (2) Bid Submission Deadline

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:30 P.M. on Friday , August, 8, 2014.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Friday, August, 1, 2014 and 2 : 30 P.M. on Friday, August, 8, 2014.

- (3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:00 P.M. on Friday, August, 8, 2014.

- (4) Managing Authority :

Tsu Advanced Vocational Teaching School

1176-2 Takajaya Komori-cho, Tsu city, Mie, 514-0817, Japan

TEL:059-234-2839

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---